

令和7年第1回
島尻消防組合議会1月臨時会

会議録

令和7年1月31日(金)

令和7年第1回 島尻消防組合議会				1日目
1月臨時会				
招集月日	令和7年1月31日(金)			
招集場所	島尻消防組合消防本部 講堂			
開閉会等日	開会	午前10時00分	議長	運天 貴也
時及び宣告	閉会	午前10時17分	議長	運天 貴也
出席(応招)第7回 1月臨時会	議員番号	氏名		
	1番	仲間 光枝		
	2番	宮城 勝也		
	3番	森山 悟		
	4番	新垣 勝夫		
欠席(不応招)議員				
議事録署名議員		1番 仲間 光枝	2番 宮城 勝也	
職務の為議場に出席した者		書記 新垣 輝		
地方自治法121条 により説明の為議 場に出席した者の 職、氏名	管理者	古謝 景春	第一警備課長	新垣 強
	副管理者	新垣 安弘	第二警備課長	金城 正和
	消防長	城間 功	第三警備課長	平安名 勲
	次長兼総務課長	島袋 清正		
	署長兼警防課長	仲村 常司		
	会計管理者 兼会計課長	比嘉 典夫		
	予防課長	大城 学		

令和7年第1回島尻消防組合議会1月臨時会会期日程表

会 期	月 日	会 議 区 分	会 議 時 刻	日 程
1	一 月 三 十 一 日 (金)	本 会 議	10時	第1. 会議録署名議員の指名について 第2. 会期の決定について 第3. 諸般の報告について 第4. 管理者あいさつ 第5. 島尻消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について 第6. 島尻消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について 第7. 島尻消防組合一般会計補正予算（第4号）について

会 期 令和7年1月31日(金) 1日間

令和7年第1回島尻消防組合議会1月臨時会議事日程

日 程	付 議 事 件	件 名	備考
第1		会議録署名議員の指名について	
第2		会期の決定について	
第3		諸般の報告について	
第4		管理者あいさつ	
第5	議案第1号	島尻消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	
第6	議案第2号	島尻消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	
第7	議案第3号	島尻消防組合一般会計補正予算（第4号）について	

令和7年第1回島尻消防組合議会1月臨時会

午前10時00分

議長（運天貴也）

これより令和7年第1回島尻消防組合議会1月臨時会を開会したいと思います。

日程第一、「会議録署名議員の指名」を行います。

島尻消防組合議会会議規則第71条により、本日の会議録署名議員は1番仲間光枝議員、2番宮城勝也議員を指名したいと思います。

日程第二、「会期の決定の件」を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。ご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認めます。よって、本会議は1月31日の1日間と決定いたしました。

日程第三、諸般の報告を行います。

管理者より、議案第1号は、「島尻消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」議案第2号は、「島尻消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」議案第3号は、「島尻消防組合一般会計補正予算（第4号）について」が提出されております。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。これで諸般の報告を終わります。

日程第四、管理者のあいさつについてです。

管理者（古謝景春）

おはようございます。令和7年第1回島尻消防組合議会1月臨時会を本日招集致しましたところ、ご出席を賜りありがとうございます。臨時会の開催にあたりご挨拶を申し上げます。

先日、1月9日に開催された当組合消防出初め式におかれましては、消防職員、消防団員並びに関係各位の皆様方が集い、盛大に挙行されたことに感謝申し上げます。近年、日本各地で災害が相次いでおりますが、消防出初め式を機会に、消防職員、消防団員が一致団結して災害に即応し、地域の安全・安心のためご尽力していただきたいと思います。組合議会の皆様方にも、消防組合に対するより一層のご協力をお願いします。

それでは、本日の臨時会は3件の議案を提出しております。

議案第1号「島尻消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第2号、「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、双方とも人事院の勧告による給与改定となっております。次に議案第3号、「島尻消防組合一般会計補正予算（第4号）について」の審議となります。3件の議案について慎重審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。令和7年1月31日、島尻消防組合管理者、古謝景春。

議長（運天貴也）

日程第五、議案第1号であります。「島尻消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。提案者からの提案理由を求めます。提案者、城間消防長。

消防長（城間 功）

議案第1号について御説明申し上げます。議案第1号「島尻消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第1号「島尻消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」島尻消防組合職員の給与に関する条例（昭和50年10月21日条例第1号）の一部を次のとおり改正する。令和7年1月31日提出。島尻消防組合管理者、古謝景春。

提案理由といたしまして、人事院及び沖縄県人事委員会の給与勧告、並びに関係市町の職員の給与改定を考慮し、島尻消防組合職員の給与に関する条例を改正する必要があるためでございます。6ページの新旧対照表をご参照の上、宜しくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（運天貴也）

これより質疑を許します。質疑のある方どうぞ。

1番（仲間光枝）

先ほど、全協のほうでもご説明もありましたし、この件につきましては構成市町の制度と一緒にということで特にございませませんが、一応、確認という点で質問させていただきます。令和6年4月1日遡るといふ支給ですが、遡及期間についての支払い月、減額その月に一括にして支払うか確認させてください。

次長兼総務課長（島袋清正）

ただ今の仲間議員の質問にお答えしたいと思います。給与勧告に基づいての遡及ということで、3月の方にですね、一斉に4月からの遡及をさかのぼって3月の給与で考えおります。一括の方で職員の方には支給したいと考えております。ちなみに給与と賞与も遡及したいと考えております。

議長（運天貴也）

他に質疑ありませんか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

議長（運天貴也）

これより討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

議長（運天貴也）

これより採決に入ります。議案第1号「島尻消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、原案のとおり可決されました。以上で議案第1号を終わります。

日程第六、「議案第2号」であります。「議案第2号、島尻消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。提案者から提案理由を求めます。提案者、城間消防長。

消防長（城間 功）

議案第2号「島尻消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」島尻消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年10月30

日条例第4号)の一部を次のように改正する。令和7年1月31日提出。島尻消防組合管理者、古謝景春。

提案理由といたしまして、島尻消防組合会計年度任用職員の給与等の改定に伴い、島尻消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を改正する必要があるためでございます。7ページの新旧対照表をご参照の上、宜しくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（運天貴也）

これより質疑を許します。質疑のある方、どうぞ。

2番（宮城勝也）

直接この条例を改正するものではありませんが、条例の文言についてご指摘したいと思います。

まず先ほど職員に関する条例について文言が不一致しているところがありますので申し上げたいと思います。7ページの新旧対照表、両方なんですけど4項の3行目、基準日前6月以内と私は読みませんね。5項3行目も、かっこの前、6月以内とありますけど、さきほど全協で確認したら六月（むつき）以内という意味でした。ですが、この前文のほうに6月に支給する場合においてはということを書かれておりますので、この辺が曖昧になってしまうので六か月という表現が正しいのではないのかなと思いますので、その辺の確認と必要であれば修正をお願いしたいのですが、対応についてお伺いします。

次長兼総務課長（島袋清正）

宮城議員の質問なんですけど、先ほど全協のほうで指摘伺いまして、私の方も詳細の方もちゃんとしてから対応したいと思いますので、宮城議員の言うようなことだと思いますけど、対応して訂正したいというふうに考えております

議長（運天貴也）

他に質疑ございませんか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

議長（運天貴也）

これより討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

議長（運天貴也）

これより採決に入ります。議案第2号「島尻消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、原案のとおり可決されました。以上で議案第2号を終わります。

日程第七、「議案第3号」であります。「島尻消防組合一般会計補正予算（第4号）について」を議題とします。提案者から提案理由を求めます。提案者、城間消防長。

消防長（城間 功）

首題のことについて、地方自治法第218条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めるものでございます。令和7年1月31日提出。島尻消防組合管理者、古謝景

春。

それでは、補正予算（第4号）の一枚目をお開き願います。令和6年度島尻消防組合の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条第1項、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,371万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億230万2,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。詳細につきましては、事項別明細書で御説明いたします。地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。3ページをお願いいたします。「第2表地方債補正」は、本署防火衣ロッカー改修事業、起債限度額を1,060万円から80万円を増額し1,140万円とするものでございます。まず初めに歳入から御説明いたします。6ページをお願いいたします。1款1項1目、市町負担金 3,291万5,000円の補正増でございます。内訳といたしまして、総務・消防費による負担金の補正でございます。つづきまして、10款1項1目、消防債 80万円の補正増でございます。内訳といたしまして、本署、防火衣ロッカー改修事業の追加分による補正でございます。次に歳出のご説明をいたします。7ページをお願いいたします。2款1項2目、財政管理費 69万3,000円の補正増でございます。内訳といたしまして、財政調整基金積立金による補正でございます。つづきまして、3款1項1目、消防費 1節報酬・2節給料・3節職員手当・4節共済費等々による3千291万5,000円の補正増 及び3目、消防施設費10万7,000円の補正増でございます。以上で説明を終わります。宜しくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（運天貴也）

これより質疑を許します。質疑のある方、どうぞ。

1番（仲間光枝）

2点だけ確認があります。先ほど説明がありましたけども、議事録に残したいと思っておりますのでよろしく願います。防火ロッカー改修事業で80万の追加がございました。この追加の内容についてももう少し詳しく願います。

次長兼総務課長（島袋清正）

只今の質問にお答えしていと思います。追加分に関してなんですけど、当初現場のほうで工事を行っていますけど、当初ロッカー16名×3警備ということで、48のほうでユニット工事を発注しておりました。しかし、進めていく内に今後の増員、あるいは佐敷、八重瀬出張所からの補充職員というのが今後考えられますので、それに対してのロッカー造設も完備したほうが良いとありまして、48ユニットロッカーから52、4つ増やしまして、その分の契約変更をしていますので、借入の方も80万円の増額となっております。ちなみに歳出の方ですが、7ページ目の工事ユニットなんですけど、その分の改修事業という形で82万5,000円の増ということとなっております。ちなみにこの方もすべて緊防債を活用していますので有効なのかなと思っております。

議長（運天貴也）

他に質疑ございませんか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

議長（運天貴也）

これより討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

議長（運天貴也）

これより採決に入ります。議案第3号「島尻消防組合一般会計補正予算（第4号）について」は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、原案のとおり可決されました。以上で議案第3号を終わります。

本臨時会において、議案等が議決されましたが、その条項・字句・数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認めます。よって、条項・字句・数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和7年第1回島尻消防組合議会1月臨時会を閉会します。